

# 議題1

## 政策会議付議事案書（平成30年2月5日）

提案課名 財政課

報告者名 石原 学

事案名	秦野市手数料条例の一部を改正することについて	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">有</div> 資料 無
目的 ・ 必要性	<p>全国的に統一した取扱いが特に必要とされる事務（標準事務）とその手数料額は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」において定められています。この手数料額は、地方分権推進計画に基づき、人件費単価や物価水準等の変動を考慮し、原則として3年ごとに見直しが行われており、本年度がその見直し年度に該当するため、手数料の標準額が改正されることとなりました。</p> <p>本市においても「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」に基づき、消防法関係手数料を改正する必要性が生じたため、秦野市手数料条例の一部を改正するものです。</p>	
経過 ・ 検討結果	<p>1 経過</p> <p>(1) 平成30年1月23日 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の閣議決定</p> <p>(2) 平成30年1月26日 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布</p> <p>(3) 平成30年4月1日 施行期日</p> <p>2 本市の検討結果</p> <p>「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」に基づき改正される消防法関係手数料のうち、本市手数料条例に定める消防法関係手数料42件の改正が必要となるもの。</p>	
決定等を要する事項	<p>平成30年1月26日公布の「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」において改正される手数料のうち、本市手数料条例に定めのある消防法関係手数料42件について、国が定めた標準額と同額に改正すること。（資料のとおり）</p>	
今後の取扱い	<p>1 平成30年第1回定例会に条例改正案提出</p> <p>2 平成30年4月1日施行予定</p>	

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令  
に基づく消防関係手数料の改正内容について

別表第2第2項

該当箇所	手数料の内容	現在の金額	改定後の金額
2-(2)-イ-(ウ)	準特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る審査	530,000円	570,000円
2-(2)-イ-(エ)a	特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	830,000円	880,000円
同 b	同 5,000k1 以上 10,000k1 未満	1,010,000円	1,070,000円
同 c	同 10,000k1 以上 50,000k1 未満	1,120,000円	1,200,000円
同 d	同 50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,420,000円	1,520,000円
同 e	同 100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,660,000円	1,780,000円
同 f	同 200,000k1 以上 300,000k1 未満	3,880,000円	4,070,000円
同 g	同 300,000k1 以上 400,000k1 未満	5,100,000円	5,340,000円
同 h	同 400,000k1 以上	6,290,000円	6,490,000円
2-(2)-イ-(オ)a	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 400,000k1 未満	5,750,000円	5,930,000円
同 b	同 400,000k1 以上 500,000k1 未満	7,250,000円	7,470,000円
同 c	同 500,000k1 以上	10,700,000円	10,900,000円
2-(7)-ウ-(ア)	【完成検査前検査】 特定屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤検査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	410,000円	420,000円
同(イ)	同 5,000k1 以上 10,000k1 未満	540,000円	560,000円
同(ウ)	同 10,000k1 以上 50,000k1 未満	700,000円	730,000円
同(エ)	同 50,000k1 以上 100,000k1 未満	920,000円	960,000円
同(オ)	同 100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,040,000円	1,090,000円
同(カ)	同 200,000k1 以上 300,000k1 未満	1,600,000円	1,660,000円
同(キ)	同 300,000k1 以上 400,000k1 未満	1,820,000円	1,900,000円
同(ク)	同 400,000k1 以上	2,030,000円	2,120,000円
2-(7)-エ-(ア)	同 特定屋外タンク貯蔵所の溶接部検査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	490,000円	530,000円
同(イ)	同 5,000k1 以上 10,000k1 未満	630,000円	680,000円
同(ウ)	同 10,000k1 以上 50,000k1 未満	990,000円	1,030,000円
同(エ)	同 50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,310,000円	1,410,000円

同(オ)	同 100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,720,000 円	1,780,000 円
同(カ)	同 200,000k1 以上 300,000k1 未満	3,320,000 円	3,430,000 円
同(キ)	同 300,000k1 以上 400,000k1 未満	4,060,000 円	4,190,000 円
同(ク)	同 400,000k1 以上	4,650,000 円	4,800,000 円
2-(7)-オ-(ア)	同 屋外タンク貯蔵所の岩盤タンク検査 貯蔵最大数量 400,000k1 未満	9,100,000 円	9,320,000 円
同(イ)	同 400,000k1 以上 500,000k1 未満	12,400,000 円	12,600,000 円
同(ウ)	同 500,000k1 以上	17,000,000 円	17,300,000 円
2-(9)-ア-(ア)	【保安検査】 特定屋外タンクの保安に関する検査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	310,000 円	320,000 円
同(イ)	同 5,000k1 以上 10,000k1 未満	430,000 円	460,000 円
同(ウ)	同 10,000k1 以上 50,000k1 未満	720,000 円	750,000 円
同(エ)	同 50,000k1 以上 100,000k1 未満	960,000 円	1,020,000 円
同(オ)	同 100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,210,000 円	1,300,000 円
同(カ)	同 200,000k1 以上 300,000k1 未満	2,950,000 円	3,150,000 円
同(キ)	同 300,000k1 以上 400,000k1 未満	3,620,000 円	3,870,000 円
同(ク)	同 400,000k1 以上	4,170,000 円	4,460,000 円
2-(9)-イ-(ア)	同 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 400,000k1 未満	2,660,000 円	2,690,000 円
同(イ)	同 400,000k1 以上 500,000k1 未満	3,190,000 円	3,230,000 円
同(ウ)	同 500,000k1 以上	4,790,000 円	4,830,000 円

政策会議付議事案書 (平成30年2月5日)

提案課名 高齢介護課

報告者名 山本 隆浩

<p>事案名</p>	<p>秦野市介護保険条例の一部を改正することについて</p>	<p>①有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>1 介護保険料額（保険料率）の改定          介護保険料は、3年度を単位とした介護保険事業計画期間ごとに、同計画で定める介護サービスの見込量等に基づき算定するものとされています。          第7期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第7期計画」という。）の期間（平成30年度から32年度まで）における介護サービスの見込量等に基づき、第7期計画期間中の第1号被保険者の介護保険料（保険料率）を決定する必要があります。          介護保険料額の改定に当たっては、保険料基準額を決定するとともに、国が示す標準所得段階を基本に、所得段階及びその基準額に対する割合を見直します。</p> <p>2 第1号被保険者の保険料段階の判定に関する基準の改正          平成28年9月に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成30年4月1日から、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準が、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとされました。          これを受け、現行条例に規定している第1号被保険者の保険料段階の判定に関する基準を、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」とすることを規定する必要があります。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 介護保険料（保険料率）の改定          (1) 平成29年12月11日 第3回秦野市高齢者保健福祉推進委員会          第7期計画素案の検討          (2) 同年12月14日 市議会に第7期計画素案について報告          ※ 意見聴取 12月15日～平成30年1月19日          (3) 同年12月15日～平成30年1月11日 パブリック・コメントの実施          (4) 介護給付実績などを含め、国が示す方法により、第7期計画における介護サービスの見込量を推計するとともに保険料基準額を算定          (平成30年1月18日時点で確定)</p> <p>2 第1号被保険者の保険料段階の判定に関する基準の改正          (1) 平成28年9月4日 介護保険法施行令の一部を改正する政令公布          (2) 平成30年4月1日 同政令施行</p>	

決定等を要する事項	<p>1 平成30年度から32年度までの第1号被保険者の介護保険料の算定に当たり、介護保険給付費等準備基金6億円を取り崩し、第7期計画の期間中の基準保険料月額を5,390円に決定すること。</p> <p>2 現行の介護保険料額の中で、直前の所得段階に比べ対象者の合計所得金額の範囲が広い第8段階を2つに分け、全体で12段階から13段階に見直すこと。</p> <p>3 本人の住民税課税となる最初の所得段階である第6段階について、基準額に対する割合を軽減するとともに、新所得段階における第8段階の基準額に対する割合を新たに設定すること。</p>
今後の取扱い	<p>平成30年2月5日 高齢者保健福祉推進委員会に諮問 (第7期計画案について)</p> <p>2月上旬 高齢者保健福祉推進委員会から答申</p> <p>2月下旬 平成30年秦野市議会第1回定例会に議案提出</p> <p>4月1日 条例施行</p>

第7期計画期間の所得段階別介護保険料

段階	対象者		割合	年額(円)	
第1段階	本人が住民税非課税	世帯全員非課税	生活保護受給者または課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50	32,340
第2段階			課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の人	0.65	42,040
第3段階			課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75	48,510
第4段階		世帯課税	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	58,210
第5段階 (基準額)			課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	64,680
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人		1.12	72,440
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人		1.25	80,850
第8段階		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人		1.40	90,550
第9段階		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人		1.50	97,020
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人		1.70	109,950
第11段階		前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人		1.90	122,890
第12段階		前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人		2.10	135,820
第13段階	前年の合計所得金額が1,000万円以上の人		2.30	148,760	

※第1段階の介護保険料は、減額賦課により、29,100円とする。

■第6期介護保険料と第7期介護保険料の段階区分変更点

第6期		
段階 (割合)	対象者	
第1段階 (0.50)	世帯全員非課税 本人が住民税非課税	生活保護受給者または課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階 (0.65)		課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の人
第3段階 (0.75)		課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人
第4段階 (0.90)	世帯課税	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階 (1.00)		課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人
第6段階 (1.15)	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階 (1.25)		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人
第8段階 (1.50)		前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人
第9段階 (1.70)		前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人
第10段階 (1.90)		前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人
第11段階 (2.10)		前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人
第12段階 (2.30)		前年の合計所得金額が1,000万円以上の人

第7期		
段階 (割合)	対象者	
第1段階 (0.50)	世帯全員非課税 本人が住民税非課税	生活保護受給者または課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階 (0.65)		課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の人
第3段階 (0.75)		課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人
第4段階 (0.90)	世帯課税	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階 (1.00)		課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人
第6段階 (1.12)	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階 (1.25)		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人
第8段階 (1.40)		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人
第9段階 (1.50)		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人
第10段階 (1.70)		前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人
第11段階 (1.90)		前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人
第12段階 (2.10)		前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人
第13段階 (2.30)		前年の合計所得金額が1,000万円以上の人

→ (分離)  
→

## 秦野市介護保険条例の一部を改正することについて

平成30年2月5日  
福祉部高齢介護課

### 1 介護保険料算定の方法

第7期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間（平成30年度から32年度まで）における介護サービスの見込量等に基づき、第1号被保険者の介護保険料の基準額、並びに国が示す標準所得段階を基本に、本市における所得段階及びその基準額に対する割合を決定します。

### 2 介護サービスの見込量の比較

単位：千円

計画期間	年度	実績 H29 決算	計画見込量	計画期間内見込量
第6期	平成27年度	9,645,012	10,128,331	32,879,790
	28年度	9,848,794	10,864,981	
	29年度	11,173,694	11,886,478	
第7期	30年度	—	11,412,006	37,116,866
	31年度	—	12,224,904	
	32年度	—	13,479,956	

### 3 国の標準所得段階と本市の基準額に対する段階・割合

国標準	第6期	第7期	分布*
第1段階 0.50	第1段階 0.50	第1段階 0.50	13.8%
第2段階 0.75	第2段階 0.65	第2段階 0.65	5.7%
第3段階 0.75	第3段階 0.75	第3段階 0.75	6.6%
第4段階 0.90	第4段階 0.90	第4段階 0.90	15.7%
第5段階(標準) 1.00	第5段階(標準) 1.00	第5段階(標準) 1.00	13.5%
第6段階 1.20 120万円未満	第6段階 1.15 120万円未満	第6段階 <u>1.12</u> 120万円未満	12.4%
第7段階 1.30 120～200万円未満	第7段階 1.25 120～200万円未満	第7段階 1.25 120～200万円未満	16.0%
第8段階 1.50 200～300万円未満	第8段階 1.50 200～400万円未満	第8段階 <u>1.40</u> 200～300万円未満	8.6%
		第9段階 1.50 300～400万円未満	3.7%
	第9段階 1.70 400～600万円未満	第10段階 1.70 400～600万円未満	2.1%
	第10段階 1.90 600～800万円未満	第11段階 1.90 600～800万円未満	0.6%
	第11段階 2.10 800～1,000万円未満	第12段階 2.10 800～1,000万円未満	0.3%
第9段階 1.70 300万円以上	第12段階 2.30 1,000万円以上	第13段階 2.30 1,000万円以上	1.0%

\* 分布欄は、全第1号被保険者の各段階における分布割合を示す。

#### 4 介護保険給付費等準備基金

単位：千円

計画期間	年度	年度末額	計画期間内平均額	計画期別取崩額
第5期	平成24年度	437,675	373,559	330,000 財政安定化 50,000
	25年度	328,284		
	26年度	354,718		
第6期	27年度	611,006	775,877	300,000
	28年度	753,716		
	29年度	962,909		
第7期	30年度	—	—	600,000
第6期を除く平均額		355,478	—	—

#### 5 所得段階と割合の見直し

##### (1) 現行第8段階を2つに区分

現行第8段階は、直前の第7段階が80万円の幅であるのに対し200万円の幅があります。このうち合計所得金額が200万円以上300万円未満の第1号被保険者は8.6パーセントで、300万円以上400万円未満の3.7パーセントに比べ2倍以上います。

このため、合計所得金額で200万円代前半の方と300万円代後半の方との保険料を見直し、所得段階を区分するものです。

##### (2) 第6段階の割合を軽減(1.15⇒1.12)

第6段階は、本人が住民税課税となる最初の段階に当たりますが、第1号被保険者に占める割合は12.4パーセントとなっており、本人が住民税非課税である第5段階の13.5パーセントと比べても大きな差はありません。

また、第6段階に区分される高齢者には、均等割のみで住民税課税となっている場合が見受けられます。

この場合、同じ所得状況であるにもかかわらず、所得段階に大きな差がでることから、これまでの割合を緩和し、負担を軽減するものです。

#### 【事例の確認】年金収入及び所得控除(社会保険料控除額等)が同じ人で比較

	Aさん	Bさん
年金収入	165万円	165万円
合計所得金額	45万円	45万円
課税・非課税の状況	課税	非課税
	扶養親族はいないが、所得控除の合計金額が合計所得金額を上回る場合、所得割はかからない。	扶養親族がおり、合計所得金額が税法上の算定式にあわせて計算された金額以下の場合、所得割も均等割もかからない。
介護保険料段階	第6段階(72,440円)	
世帯全員非課税		第3段階(48,510円)
世帯課税		第5段階(64,680円)

※ 仮に割合1.15の場合、第6段階の介護保険料年額は「74,380円」

## 6 所得指標の見直しに伴う改正

介護保険制度では、第1号被保険者の保険料段階の判定に、所得を測る指標として、「合計所得金額」を用いていますが、この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、土地を譲渡した翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合があります。

このため、保険料段階の判定に、現行の合計所得金額から長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとするものです。

### 議題3

## 政策会議付議事案書（平成30年2月5日）

提案課名 高齢介護課

報告者名 山本 隆浩

事案名	秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正することについて	⑨ 資料 無
目的・必要性	<p>平成29年の介護保険法改正に伴い、関係省令が改正されました。これを受け、関係する条例について必要な改正を行うものです。</p> <p>1 共生型地域密着型通所介護創設に伴う基本方針の策定                  地域密着型通所介護について、児童福祉法又は障害者総合支援法の指定を受けている事業所から指定の申請があった場合、市の条例で定める基準を満たしているときは、市長はその基準に照らし、「共生型地域密着型通所介護」として指定を行うことができるものとして「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されました。                  これを受け、共生型地域密着型通所介護の基本方針について新たに条例に規定する必要があります。</p> <p>2 条例が引用する介護保険法の条項の移動                  介護保険法の条項に移動に合わせて、条例で引用する条項を改正する必要があります。</p>	
経過・検討結果	<p>1 平成29年6月、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律公布</p> <p>2 平成30年1月、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布（平成30年4月1日施行）</p>	
法等を要する事項	<p>1 介護保険法第78条の4第2項は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。」と規定しており、この趣旨は、地域の実情に応じた基準内容にすることを認めたものです。                  しかし、共生型地域密着型通所介護に関する基本方針について、厚生労働省令で定める「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」とは異なる本市独自の地域特性があるとは特段認められないため、この省令と同様の内容で標記条例に規定するものであること（人員、設備及び運営に関する基準は、他の地域密着型サービス事業と同様、条例施行規則で定めます。）。</p> <p>2 施行日を法改正施行日の平成30年4月1日とすること。</p>	
今後の取扱い	<p>平成30年2月5日 高齢者保健福祉推進委員会に報告</p> <p>2月下旬 平成30年秦野市議会第1回定例会に議案提出</p> <p>4月1日 条例施行</p>	

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例  
の一部を改正する条例の概要について

1 改正条例に加える対象サービス  
共生型地域密着型通所介護

2 条例改正の内容

「共生型地域密着型通所介護」に関する基本方針を標記条例に加えて規定します。

また、その人員、設備及び運営に関する基準に関しては、事業内容が地域密着型通所介護と同一であるため、基準の大部分は地域密着型通所介護の内容を準用し、人員等の共生型地域密着型通所介護に係る固有事項を同条例施行規則に加えて規定します。

なお、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」のうち、「従うべき基準」のほか、「参酌すべき基準」について、本市独自の地域特性があると特段認められないものは、この省令と同様の内容で規定します。

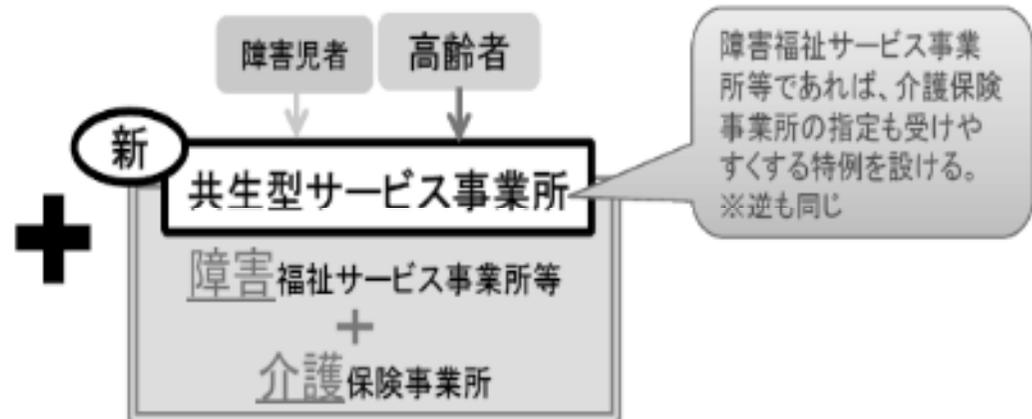
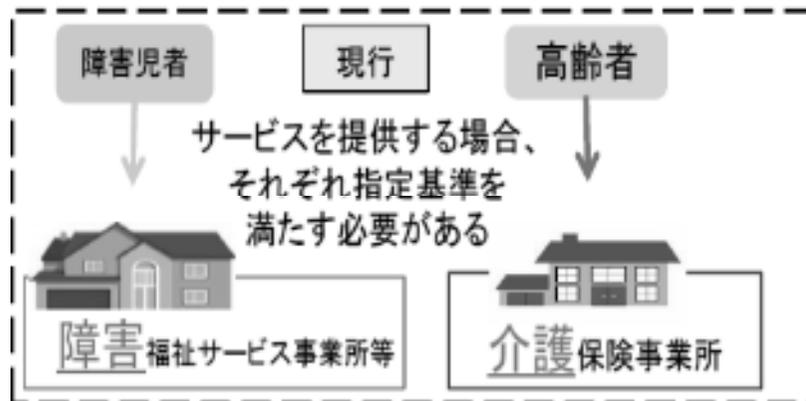
3 本市が独自基準を定めることについて

- (1) 条例に定める基本方針については、厚生労働省令で定める基準と異なる本市独自の地域特性があるとは特段認められないため、この省令と同様の内容とします。
- (2) 規則に定める人員、設備及び運営に関する基準のうち、本市独自の地域特性があると特段認められないものは、地域密着型通所介護の準用規定を含め、省令と同様の内容とします。
- (3) 運営に関する基準のうち、「利用者の安全・安心の確保」及び「利用者へのサービスの質の向上」という視点から、本市独自の内容としている地域密着型通所介護の規定を準用します。

## 共生型サービスについて

- 高齢者と障害者の両方にサービス提供するための「共生型サービス」を創設
- 1つの事業所で、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取組み  
⇒ 高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくなる
- 対象サービス
  - ・ デイサービス（通所介護）
  - ・ ホームヘルプサービス（訪問介護）
  - ・ ショートステイ（短期入所生活介護）

※このうち、地域密着型サービスの対象となるのはデイサービスのみ



## 議題4

### 政策会議付議事案書（平成30年2月5日）

提案課名 高齢介護課

報告者名 山本 隆浩

事案名	秦野市指定介護予防支援等の事業に関する条例の一部を改正することについて	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">有</div> 資料 無						
目的・必要性	<p>障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の基本方針が改正されました。</p> <p>これを受け、指定介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める旨を規定する必要があります。</p> <p>あわせて、条例の規定内容を明確に表すため、題名を「秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例」に改正します。</p>							
経過・検討結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成29年6月、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律公布</li> <li>2 平成30年1月、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布（平成30年4月1日施行）</li> </ol>							
決定等を要する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 題名を「秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例」に改正すること。</li> <li>2 指定介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める旨を新たに定めること。</li> <li>3 施行日を法改正施行日の平成30年4月1日とすること。</li> </ol>							
今後の取扱い	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成30年2月5日</td> <td>高齢者保健福祉推進委員会に報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2月下旬</td> <td>平成30年秦野市議会第1回定例会に議案提出</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4月1日</td> <td>条例施行</td> </tr> </table>		平成30年2月5日	高齢者保健福祉推進委員会に報告	2月下旬	平成30年秦野市議会第1回定例会に議案提出	4月1日	条例施行
平成30年2月5日	高齢者保健福祉推進委員会に報告							
2月下旬	平成30年秦野市議会第1回定例会に議案提出							
4月1日	条例施行							

## 秦野市指定介護予防支援等の事業に関する条例の改正概要

### 1 改正に至った経緯

障害福祉のサービスを利用してきた障害者が介護保険のサービスを利用する場合等において、介護支援専門員と相談支援専門員との密接な連携を図るため、国の基準に、指定介護予防支援等の事業者が連携に努める相手方として「障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者」が追加されました。

この基準は、市町村の条例において「従うべき基準」とされているため、本市の基準についても同様の規定をする改正を行うものです。

あわせて、条例の規定内容を明確に表すため、題名を「秦野市介護予防支援事業の基本方針等を定める条例」に改正します。

### 2 改正する内容

- (1) 指定介護予防支援事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者との連携に努なくてはならない旨の記述を追加する。

指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、本市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

- (2) 条例の規定内容を明確に表すため、条例名を「秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例」に改正する。

秦野市介護予防支援事業の基本方針等に関する条例

政策会議付議事案書 (平成30年2月5日)

提案課名 こども育成課

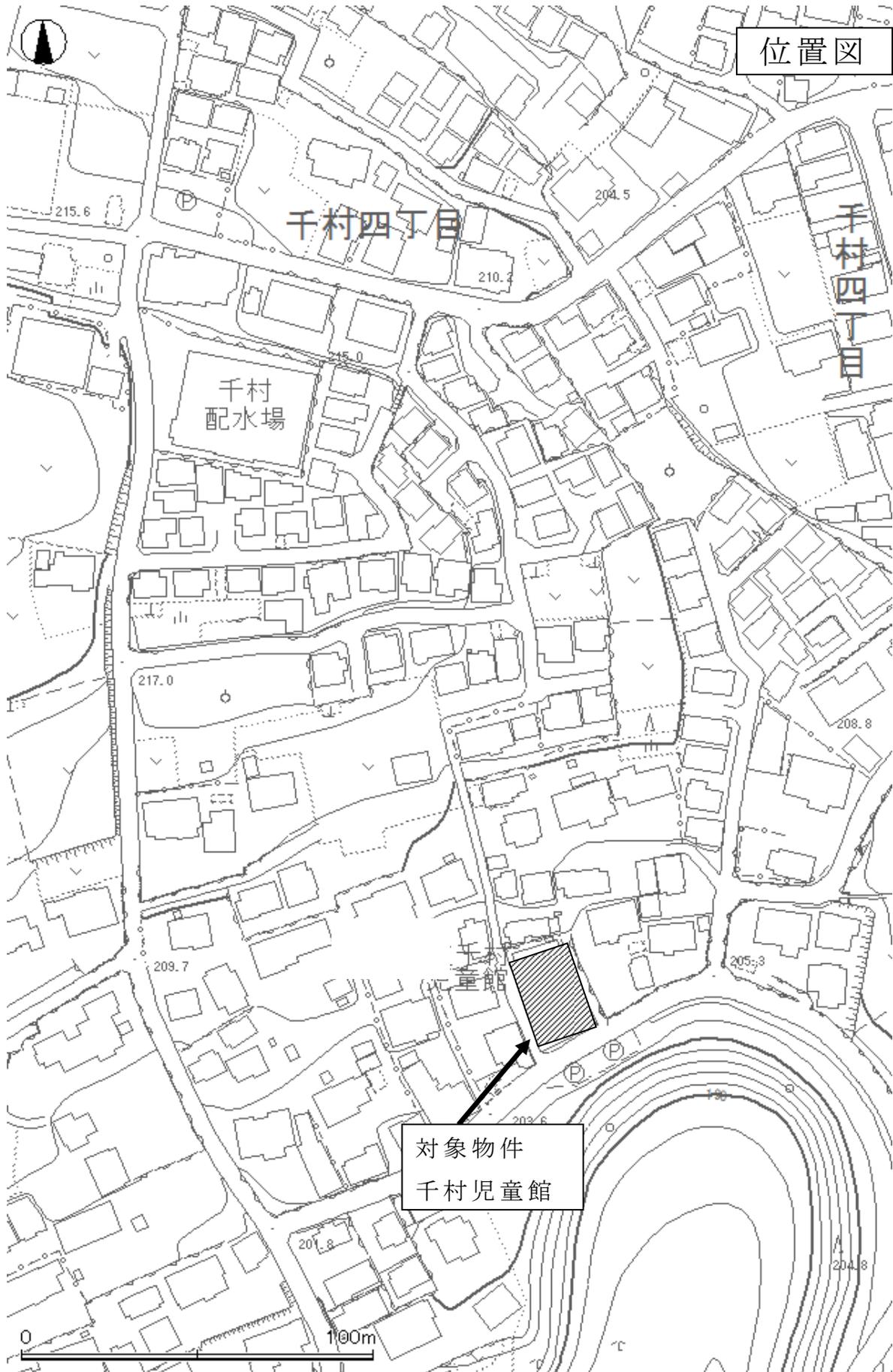
報告者名 曾我 明正

<p>事案名</p>	<p>秦野市立千村児童館を廃止し、及び(仮称)千村地区開放型コミュニティセンターに児童館機能を維持することについて</p>	<p>④ 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>昭和46年7月に本市と当時の千村地区の役員との間で、地元の共有地を児童館用地として無償提供する契約(覚書)を結び、昭和47年4月に千村児童館を開館しました。</p> <p>平成28年10月に千村地区自治会連合会から千村児童館用地の返還について市に打診があり、関係課及び同自治会連合会と協議を重ねてきましたが、同自治会連合会では、同用地に開放型コミュニティセンターを建設する意向であり、本年8月末を目途に土地を返還するものとして、調整を進めており、具体的には、千村児童館の廃止後、建物を取り壊し、更地にしてから、土地を同自治会連合会に返還するものです。</p> <p>また、同自治会連合会の要望もあり開放型コミュニティセンターが建設された際には、同地域の子どもの状況を見据えながら、当面の間、同建物の一部を使用し、本市から児童厚生員を派遣して、児童館機能を維持するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年10月 千村地区自治会連合会役員3名がこども館に来館。千村児童館の土地返還の意向打診があり、これ以降打ち合わせを開始する。</li> <li>2 平成29年10月10日 千村地区自治会連合会から千村児童館の土地の返還要請文書を受領。</li> <li>3 平成29年11月1日 千村地区自治会連合会から(仮称)千村地区開放型コミュニティセンターでの児童館機能存続の要請書を受領。</li> </ol>	
<p>決定等を要する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 千村児童館を廃止すること(秦野市立児童館条例の一部改正)。</li> <li>2 同条例の施行日を規則で定める日(平成30年7月中旬予定)とする。</li> <li>3 本年8月末までに千村児童館の建物を取り壊して、土地を現状に復し、返還すること。</li> <li>4 千村児童館廃止の日から(仮称)千村地区開放型コミュニティセンター内に児童室を開設するまでの間、渋沢公民館の2階幼児室を活用して、児童館機能を維持すること。</li> <li>5 (仮称)千村地区開放型コミュニティセンター供用開始後、遊戯室を使用し、千村児童室として児童厚生員を派遣し、児童館機能を維持すること。</li> </ol>	

今後の 取扱い	1	平成30年3月	平成30年第1回定例会において、秦野市立児童館条例の一部改正の議案を提出
	2	同年7月中旬～	渋沢公民館2階幼児室を児童室として暫定的に使用 千村児童館建物の解体工事
	3	同年8月31日(予定)	千村地区自治会連合会に土地の返還
	4	平成31年3月(予定)	(仮称)千村地区開放型コミュニティセンターの完成
	5	同年4月(予定)～	(仮称)千村地区開放型コミュニティセンター内に児童厚生員を派遣して、児童室を開設

資料 1

位置図



秦野市長 古谷義幸 殿

平成29年10月10日  
千村地区自治会連合会  
会長 加瀬 昭夫



## 貸借地(秦野市千村244番地)返還のお願い

掲題の件につき下記のようにお願いを申し上げます。

千村児童館(昭和47年建設)と千村自治会館(昭和61年建設)は下記の問題点があり、可及的、速やかな対応を迫られております。

\* 千村児童館は老朽化が著しく、子供の遊戯場としては早急に大地震対策が必要です。又、一次避難所の機能が不足です。

\* 千村自治会館は老朽化と狭小の為、自治会の組長会議(130人)の開催もままならず、千村児童館をお借りして開催しております。

上記問題解消の為に千村児童館が存在する千村244番地に児童の遊戯場、自治会館等の複合機能施設を建設すべく計画をしています。

秦野市千村244番地の土地は昭和46年7月28日より秦野市と貸借契約が締結されております。そこで、平成30年6月30日をもって本土地の貸借契約を打ち切り致したく、善処の程お願いを致します。

なお、この土地には現在、児童館の建物が存在しますが返還時には建物設備等を取り壊しての返還をお願い致します。

なにとぞ宜しくお取り計らい下さいます様、重ねてお願い申し上げます。

以上



曾我 課長殿  
志村 課長殿  
大津 課長殿

平成29年11月1日  
千村地区自治会連合会  
会長 加瀬 昭夫 + 小野副会長

### 新千村地区コミュニティセンターの機能について(お願い)

紅葉の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。又、日頃から自治会活動への格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて標題の件につき下記をお願いを申し上げます。

現在、千村地区開放型コミュニティセンター建設計画を推進しています。この建設の第一の目的は現在の児童館と自治会館が老朽化している為、災害時に遊戯中の児童、会議中の千村住民の安全に不安があり、その不安を払拭する事です。この提案に千村住民の賛成を得て計画を推進しております。しかし、最近になり、児童館機能を他地域に移し、新コミュニティセンターに児童館機能を置かないとの計画が進められていると聞いています。これは千村住民の意志とは相反するものと考えます。従いまして是非、新コミュニティセンターには児童館の機能を存続させて戴きます様、切にお願いを申し上げます。

以上